

令和7年度 職員の給与の男女の差異の情報公表

特定事業主名：深浦町

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
任期の定めのない常勤職員	85.3%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	73.5%
全職員	68.9%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

* 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
本庁部局長・次長相当職	—
本庁課長相当職	85.1%
本庁課長補佐相当職	94.7%
本庁係長相当職	106.2%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)
36年以上	104.2%
31～35年	91.7%
26～30年	93.4%
21～25年	94.1%
16～20年	—%
11～15年	96.9%
6～10年	82.7%
1～5年	93.2%

【説明欄】

- ・「任期の定めのない常勤職員以外の職員」区分について、男性嘱託医師の在職及び男性労務作業員による時間外勤務報酬の支給が、差異の要因である。
- ・役職段階別「本庁部局長・次長相当職」区分には該当者がいない。
- ・役職段階別「本庁課長相当職」及び「本庁係長相当職」区分について、それぞれ医療職給料表(1)の適用を受ける男性医師及び女性医師が在職することが、差異の要因である。
- ・勤続年数「36年以上」区分に男性の60歳到達による7割措置適用者が含まれていることが、差異の要因である。
- ・勤続年数「16～20年」区分には該当する女性職員がいない。
- ・勤続年数「6～10年」区分について、医療職給料表(1)の適用を受ける男性医師が在職することが、差異の要因である。

* 勤続年数は、採用年度を勤続年数1日目とし、情報公表の対象となる年度までの年度単位で算出している。